

01-10-2005

T U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office



102916797

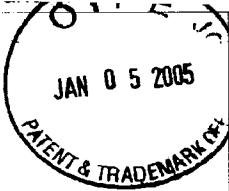
Tab settings → → → ▼ ▼

To the Director of the United States Patent and Trademark Office

attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):
Japan Science and Technology Corporation

MKD 1-5-05



2. Name and address of receiving party(ies):

Name: Japan Science and Technology Agency

Address: 4-1-8 Honmachi

Additional names(s) of conveying party(ies) Yes No

3. Nature of conveyance:

- Assignment Merger
- Security Agreement Change of Name
- Other

City: Kawaguchi-shi State/Prov.: Saitama-ken

Country: JAPAN ZIP:

Execution Date: October 1, 2003

Additional name(s) & address(es) Yes No

4. Application number(s) or patent numbers(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is:

Patent Application No. Filing date

B. Patent No.(s)

6,362,017

Additional numbers Yes No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Phillip E. Miller, Esq.

Registration No. 46,060

Address: McGinn & Gibb, PLLC

8321 Old Courthouse Rd., Suite 200

City: Vienna State/Prov.: VA

Country: USA ZIP: 22182-3817

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total fee (37 CFR 3.41): \$ 40.00

Enclosed - Any excess or insufficiency should be credited or debited to deposit account

Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number:

50-0481

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature.

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Phillip E. Miller, Esq.

Name of Person Signing

Signature

January 5, 2005

Date

01/07/2005 DBYRNE 00000185 6362017 Total number of pages including cover sheet, attachments, and

01 FC:8021

40.00 OP

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:
Mail Stop Assignment Recordation Services
Director of the United States Patent and Trademark Office
P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

DECLARATION

I, OSAMU FUJITANI, a Japanese citizen of Marunouchi KS Bldg. 16F, 18-25, Marunouchi 2-chome, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi-ken, 460-0002, Japan, sincerely declare:

that I am well acquainted with the Japanese Language and English language,

that the accompanying Japanese language document is a true photocopy made by me of portions of the Official Gazette issued on December 13, 2003, and

that the attached English version is a translation made by me of the substantial portions of said copy of the Official Gazette relevant to the fact that the Japan Science and Technology Agency established on October 1, 2003 under the provisions of LAW No. 158 has succeeded to all rights and obligations of Japan Science and Technology Corporation under Article 2 (1) of the Supplementary Provisions of said LAW.

I further declare that all statements made in this declaration of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true, that these statements were made with the knowledge that willful, false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful, false statements may jeopardize the validity of the above-referenced application or any patent issued thereon.


OSAMU FUJITANI

Date: November 16, 2004

OFFICIAL GAZETTE

(Extra Issue)

Published by the Printing Bureau,
Ministry of Finance

CONTENTS

.....

(omitted)

.....

Japan Science and Technology Agency Law (158)

.....

(omitted)

.....

Law No. 158

JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION LAW

CONTENTS

Chapter I General Provisions (Articles 1-9)

Chapter II Officers (Articles 10-17)

Chapter III Business (Articles 18-20)

Chapter IV Miscellaneous Provisions (Articles 21-25)

Chapter V Penal Provisions (Article 26-28)

Supplementary Provisions

Chapter I General Provisions

Article 1 (omitted)

.....

Article 3 Name of the Independent Administrative Agency ruled by Law 2(1) according to this Law and Independent Administrative Agency Law (Law 103 in 1999. Hereinafter referred to as the "Law") is Japan Science and Technology Agency.

Article 4 (omitted)

.....

Supplementary Provisions

Article 1 (omitted)

(Dissolution of Japan Science and Technology Corporation, etc.)

Article 2 The Japan Science and Technology Corporation (hereinafter referred to as "CORPORATION") shall be dissolved at the time when the AGENCY comes into existence, and simultaneously therewith, the AGENCY shall succeed to all rights and obligations of the CORPORATION except for the property which is succeeded by the nation according to the rule as follows.

.....

(omitted)

官報

(号 外)
財務省印刷局発行

目次

[法 律]

○公職選挙法の一部を改正する法律

(一四九)

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(一五〇)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

(一五一)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(一五二)

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

(一五三)

○会社更生法(一五四)

○会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(一五五)

○放送大学学園法(一五六)

○日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

(一五七)

○独立行政法人科学技術振興機構法(一五八)

○独立行政法人日本学術振興会法(一五九)

○独立行政法人理化学研究所法(一六〇)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(一六一)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法(一六二)

○独立行政法人日本芸術文化振興会法(一六三)

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(一六四)

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(一六五)

○独立行政法人福祉医療機構法(一六六)

○独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法(一六七)

○社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律(一六八)

○独立行政法人労働政策研究・研修機構法(一六九)

○独立行政法人雇用・能力開発機構法(一七〇)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(一七一)

○独立行政法人日本貿易振興機構法(一七二)

[政 令]

○公職選挙法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七一)

○地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令(三七二)

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(三七三)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三七四)

○中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三七五)

○高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令(三七六)

[省 令]

○雇用・能力開発機構法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五九)

本号で公布された法令のあらまし

○公職選挙法の一部を改正する法律(法律第一四九号(法律省))

1 市町村の廃置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例に関する事項
(一) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件については、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を遡算することとした。(第九条関係)

(二) 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への三箇月の登録期間については、廃置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に登録されていた期間を遡算することとした。(第二一条関係)

2 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去に関する事項
市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙が行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする(第二〇一条の二関係)

3 施行期日等に関する事項
(一) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとした。(附則第一一条関係)

(二) この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という)第二一条の規定は、新法第二二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用することとした。(附則第二一条第一項関係)

(三) 新法第二〇一条の二四の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用することとした。(附則第二一条第二項関係)

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

四三

四四

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

(2) 指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとした。(第四一條第二項関係)

(3) 認証事務等に従事する指定認証機関の役員及び職員は、刑法その他の刑罰の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとした。(第四一條第三項関係)

(四) その他
このほか、指定認証機関への異動等失効情報の通知、認証業務情報保護委員会の設置、指定認証機関の監督、指定認証機関における認証業務情報の保護、指定認証機関がした処分等に係る不服申立て等所要の規定の整備を行うこととした。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

○会社更生法(法律第一五四号)(法務省)

1 目的
この法律は、閉鎖にある株式会社について、更生計画の策定及びこれを遂行する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もつて当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とするものとした。(第一一条関係)

3 更生手続
株式会社について、更生計画を定め、これを遂行する手続である更生手続について、更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置、更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等、共益債権及び開始後債権、更生債権者及び更生担保権者、株主、更生計画の作成及び認可、更生計画認可後の手続、更生手続の終了並びに外國倒産処理手続がある場合の特則に関する規定を設けることとした。(第一七条〜第二四五条関係)

4 雑則
更生手続に関する雑則について規定を設けることとした。(第二四六条〜第二五八条関係)

5 罰則
更生手続に関する罰則について規定を設けることとした。(第二五五条〜第二六一条関係)

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。(第二五五条、第二六一一条関係)

○放送大学学園法(法律第一五六号)(文部科学省)

1 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律(法律第一五七号)(文部科学省)
特殊法人等改革基本法に基づき特殊法人等の廃止、民営化等を定める「特殊法人等整理合理化計画(平成一三年二月九日閣議決定)」の実施の一環として、放送大学学園に關しては特別な学校法人とし、日本私立学校振興・共済事業団に關しては、助成業務について独立行政法人に準じた管理の手法を導入するため、これらの法律により、以下の事項を定めることとした。

1 放送大学の設置主体を学校法人に転換するため、放送大学学園の全部を改正することとし、学校法人としての放送大学学園の設立の期日を平成一五年一〇月一日と定めることとした。

2 日本私立学校振興・共済事業団が行う助成業務に係る中期目標及び中期計画の策定、業務の実績に対する評価等に関する所要の規定の整備を行うとともに、これらの規定については、施行のために必要な準備に係る部分を除き、平成一五年一〇月一日から施行することとした。

3 個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めることとした。

4 特殊法人から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めることとした。

5 その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めることとした。

6 特殊法人の解散及び独立行政法人の設立の期日を平成一五年一〇月一日と定めることとした。

○独立行政法人科学技術振興機構法(法律第一五八号)(文部科学省)

○独立行政法人日本学術振興會法(法律第一五九号)(文部科学省)

○独立行政法人理化学研究所法(法律第一六〇号)(文部科学省)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(法律第一六一号)(文部科学省)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法(法律第一六二号)(文部科学省)

○独立行政法人日本芸術文化振興會法(法律第一六三号)(文部科学省)

○特殊法人等改革基本法に基づき特殊法人等の廃止、民営化等を定める「特殊法人等整理合理化計画(平成一三年二月九日閣議決定)」の実施の一環として、六の特殊法人に關し、法人を解散し、その事業を見直した上で、残る事業を承継させる新たな設立する個々の独立行政法人について、これらの法律により、以下の事項を定めることとした。

1 法人を解散し、その設立根拠法を廃止するとともに、独立行政法人通則法及び個別法の定めるところにより、六の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとした。なお、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法においては、宇宙開発事業団及び独立行政法人航空宇宙技術研究所を解散し、大学共同利用機関である宇宙科学研究所と統合して独立行政法人宇宙航空研究開発機構を設立することとした。

2 独立行政法人の役員について、理事長、理事、監事等を置くこととし、その定数を定めることとした。

3 個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めることとした。

4 特殊法人から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めることとした。

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法(法律第一七〇号)(厚生労働省)

1 法人を解散し、その設立根拠法を廃止するとともに、独立行政法人通則法及び個別法の定めるところにより、七の独立行政法人の設立を行うこととし、それぞれの個別法において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとした。

2 独立行政法人の役員について、理事長、理事、監事等を置くこととし、その定数を定めることとした。

3 個々の独立行政法人を所管する大臣は厚生労働大臣であることを定めることとした。

4 特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めることとした。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(私立学校教職員共済法の一部改正)
第六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。
第十三条第一項第二号及び第二十五条の表第五十五条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。
(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律等の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。

一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三十三条
二 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項
三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)第八条
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二條第一項第六号」を「第二十三條第一項第六号」に、「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第二十二條第三項第一号」を「第二十三條第三項第一号」に改める。
(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第二十二條第一項第二号」を「第二十三條第一項第二号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二條第一項第八号」を「第二十三條第一項第八号」に改める。
(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十八條第二項第十三号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改める。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正十郎
文部科学大臣臨時代理 園務大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人科学技術振興機構法をここに公布する。
平成十四年十二月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百五十八号
独立行政法人科学技術振興機構法
目次
第一章 総則(第一条—第九条)
第二章 役員及び職員(第十条—第十七条)
第三章 業務等(第十八条—第二十条)
第四章 雑則(第二十一条—第二十五条)
第五章 罰則(第二十六条—第二十八条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、業務の範囲等に関する事項を定めることとを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ)に関する研究及び開発(以下「研究開発」という)の成果であつて、企業化されていないものをいう。
2 この法律において「基礎的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。
一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的研究開発
二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの
3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業化するることができるようにすることをいう。
4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。
(名称)
第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号、以下「通則法」という)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。
(機構の目的)
第四条 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する基礎研究、基礎的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術情報流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
(事務所)
第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。
(資本金)
第六条 機構の資本金は、附則第三条第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたも、された金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という)を出資の目的とすることができる。
5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文庫に係る第十八条第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)のうち政令で定めるもの(以下「文庫情報提供業務」という)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等)を示すものとする。
(出資証券)
第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。
(持分の払戻し等の禁止)
第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(名称の使用制限)
第九条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。
(役員)
第二章 役員及び職員
第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

PATENT REEL: 016116 FRAME: 0821

(理事の職務及び権限等)

- 第十一條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
- 第十二條 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 第十三條 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員及び職員)

- 第十四條 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
- 第十五條 (役員) 資格事項の特例
 - 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む)。
 - 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む)。
- 第十六條 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人科学技術振興機構法第十四条」とする。
- 第十七條 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人科学技術振興機構法第十三条及び第十四条」とする。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第十六條 機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる業務に係る職務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員)の地位

第十七條 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

- 第十八條 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発を行うこと。
 - 二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。
 - 五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
 - 六 科学技術に関する研究開発に係る交流に關し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く)を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)
 - ハ 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に關し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資料及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)
 - ニ 科学技術に關し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
 - ハ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(利益及び損失の処理の特例等)

- 第十九條 機構は、文獻情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の助定(以下「文獻情報提供助定」といふ)を設けて整理しなければならない。
- 第二十條 機構は、文獻情報提供助定以外の一般の助定(以下「一般助定」といふ)において、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」といふ)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)の財源に充てることができ、
- 第二十一條 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 第二十二條 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を國庫に納付しなければならない。
- 第二十三條 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を國庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
- 第二十四條 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」と、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く。)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
- 第二十五條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(関係行政機関の長の協力)

- 第二十六條 関係行政機関の長は、機構が行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
- 第二十七條 (機構の解散時における残余財産の分配等)
 - 一 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に充てて分配するものとする。
 - 二 前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。
 - 三 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、國庫に帰属する。
- 第二十八條 (主務大臣等)
 - 一 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
 - 二 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を國庫に納付しなければならない。
 - 三 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を國庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
 - 四 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」と、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く。)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
- 第二十九條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関の長の協力)

- 第三十條 関係行政機関の長は、機構が行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
- 第三十一條 (機構の解散時における残余財産の分配等)
 - 一 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に充てて分配するものとする。
 - 二 前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。
 - 三 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、國庫に帰属する。
- 第三十二條 (主務大臣等)
 - 一 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
 - 二 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を國庫に納付しなければならない。
 - 三 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を國庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
 - 四 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」と、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く。)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
- 第三十三條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関の長の協力)

- 第三十四條 関係行政機関の長は、機構が行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
- 第三十五條 (機構の解散時における残余財産の分配等)
 - 一 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に充てて分配するものとする。
 - 二 前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。
 - 三 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、國庫に帰属する。
- 第三十六條 (主務大臣等)
 - 一 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
 - 二 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を國庫に納付しなければならない。
 - 三 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を國庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
 - 四 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」と、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く。)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
- 第三十七條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関の長の協力)

- 第三十八條 関係行政機関の長は、機構が行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
- 第三十九條 (機構の解散時における残余財産の分配等)
 - 一 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に充てて分配するものとする。
 - 二 前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。
 - 三 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、國庫に帰属する。
- 第四十條 (主務大臣等)
 - 一 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
 - 二 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を國庫に納付しなければならない。
 - 三 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を國庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
 - 四 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替へられた通則法第四十四條第一項」と、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く。)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替へるものとする。
- 第四十一條 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第九条まで及び第十一条の規定 平成十五年十月一日

二 附則第十二条の規定 平成十五年十月一日

又は独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十四年法律第...号)の施行の日(いずれか遅い日)

(事業団の解散等)

第二条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

第三条 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日(前日)に終わるものとする。

第五条 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に於ける決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第六条 事業団が発行した出資証券の上(以下「出資証券」という。)に存在する債権は、第七條第一項の規定により出資者が受け取るべき機構の出資証券の上(以下「出資証券」という。)に存在する債権として整理される。

第七条 事業団の解散については、旧事業団法第四十九條第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。

第八条 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額

の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」という。)に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとした額を差し引いた額は、政府から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

附則

(持分の払戻し)

第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができ。

第五条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供助成金(以下「旧文獻助成金」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合には、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供助成金(以下「旧文獻助成金」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合には、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合には、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合には、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合には、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合には、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧文獻助成金において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供助成金に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

附則

(政令への委任)

第十条 附則第二条から第五項まで及び第七條から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 独立行政法人等の保有する個人情報の公開に關する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 科学技術振興事業団の項を削る。(独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律の一部改正)

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

附則

(政令への委任)

その職務に關して知得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、附則第六條の規定の施行後も、なお従前の例による。

前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六條の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二條から第五項まで及び第七條から前條までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

獨立行政法人等の保有する個人情報の公開に關する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 科学技術振興事業団の項を削る。(獨立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律の一部改正)

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

別表科学技術振興事業団の項を削る。 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正太郎 文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子 内閣総理大臣 小泉純一郎

DECLARATION

I, OSAMU FUJITANI, a Japanese citizen of Marunouchi KS Bldg. 16F, 18-25, Marunouchi 2-chome, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi-ken, 460-0002, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a full, true, and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying copy of the history register of Japan Science and Technology Corporation.

I further declare that all statements made in this declaration of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true, that these statements were made with the knowledge that willful, false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful, false statements may jeopardize the validity of the above-referenced application or any patent issued thereon.


OSAMU FUJITANI

Date: December 1, 2004

Certification of all the historical particulars

1-8, Honmachi 4-chome, Kawaguchi-shi, Saitama

Japan Science and Technology Agency

Number of corporation 0199-05-006891

Corporation Name Japan Science and Technology Agency

Head Office 1-8, Honmachi 4-chome, Kawaguchi-shi, Saitama

Foundation Date October 1, 2003

Casus of Director 4-11-48, Shinjuku-cho, Kawagoe-shi,
Saitama

Attorney Takeharu TAKAZONO

Office 5-3, 4ban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo

Registered on October 1, 2003

1-20-6-1301, Mukogaoka, Bunkyo-ku, Tokyo

Attorney Koichi KITAZAWA

Registered on October 1, 2003

Scope of Authority of Takeharu TAKAZONO

Authority to precede all judicium or
extra judicium procedure with respect to
intellectual property strategy

Registered on October 1, 2003

Scope of Authority of Koichi KITAZAWA

Authority to precede all judicium or
extra judicium procedure with respect to
intellectual property strategy

Registered on October 1, 2003

Branch Office 1

5-3, 4ban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo

Capital Fund ¥188,366,225,185

Registered on October 1, 2003

This paper certifies that the above-mentioned particulars are all of effective particulars recorded on the registry.

October 1, 2003

Tokyo Legal Affairs Bureau

Greffier Seichi YOSHIOKA

Reference No. ㊦ 349819

*Respects with underline extinguished

1/1

履歴事項全部証明書

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 独立行政法人科学技術振興機構
 会社法人等番号 0199-05-006891

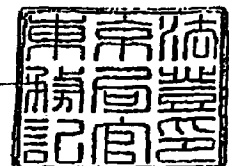
名称	独立行政法人科学技術振興機構	
主たる事務所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号	
法人成立の年月日	平成15年10月1日	
役員に関する事項	東京都新宿区西新宿七丁目22番18号 理事長 沖村 憲樹	
代理人等に関する事項	埼玉県川越市新宿町4-11-48 代理人 高圓 武治 事務所 東京都千代田区四番町5番地3	平成15年10月 1日登記
	東京都文京区向丘1-20-6-1301 代理人 北澤 宏一 事務所 東京都千代田区四番町5番地3	平成15年10月 1日登記
	代理人高圓武治の代理権の範囲 知的財産戦略室関係業務に関する一切の裁判上 又は裁判外の行為をする権限	平成15年10月 1日登記
	代理人北澤宏一の代理権の範囲 国際室関係業務に関する一切の裁判上又は裁判 外の行為をする権限	平成15年10月 1日登記
従たる事務所	1 東京都千代田区四番町5番地3	
資本金	金1883億6622万5185円	
登記記録に関する事項	設立 平成15年10月 1日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成15年10月 2日

東京法務局
登記官

吉岡 誠



DECLARATION

I, OSAMU FUJITANI, a Japanese citizen of Marunouchi KS Bldg. 16F, 18-25, Marunouchi 2-chome, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi-ken, 460-0002, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a full, true, and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying copy of the closed register of Japan Science and Technology Corporation.

I further declare that all statements made in this declaration of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true, that these statements were made with the knowledge that willful, false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful, false statements may jeopardize the validity of the above-referenced application or any patent issued thereon.


OSAMU FUJITANI

Date: December 1, 2004

Certification of the closing particulars

1-8, Honmachi 4-chome, Kawaguchi-shi, Saitama

Japan Science and Technology Corporation

Number of corporation 0306-05-000478

Name Japan Science and Technology Corporation

Head Office 1-8, Honmachi 4-chome, Kawaguchi-shi, Saitama

Date of Corporation Foundation October 1, 1996

Casus of directors 22-28, Nishishinjuku 7-chome,
Shinjuku-ku, Tokyo

Administrative Director Kazuki OKIMURA

Installed on July 16, 2001

Branch Office 1

5-3, 4ban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo

Capital fund ¥628,352,421,100

¥628,552,421,100

Changed on October 23, 2002

Registered on October 29, 2002

¥629,152,421,100

Changed on November 21, 2002

Registered on November 28, 2002

¥629,952,421,100

Changed on February 21, 2001

Registered on February 28, 2001

¥630,552,421,100

Changed on July 23, 2003

Registered on July 29, 2003

Record of Registration According to Ministry of Justice
Rule Law 15 Rule 3
Transferred on September 30, 2002
Dissolution according to Japan
Science and Technology Agency (2002
Law 158) on October 1, 2003 Rule 2-1
Registered on October 1, 2003
Closed on October 1, 2003

This paper certifies that the above-mentioned
particulars are all of effective particulars recorded on the
registry.

October 1, 2003

Saitama Legal Affairs Bureau Branch Office

Greffier Shoichi INOUE

Reference No. ㄱ 083371

*Respects with underline extinguished

1/1

閉鎖事項全部証明書

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 科学技術振興事業団
 会社法人等番号 0306-05-000478

名称	科学技術振興事業団	
主たる事務所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号	
法人成立の年月日	平成8年10月1日	
役員に関する事項	東京都新宿区西新宿七丁目22番18号 理事長 沖村憲樹	平成13年 7月16日就任
従たる事務所	1 東京都千代田区四番町5番地3	
資本金	金6283億5242万1100円	
	金6285億5242万1100円 平成14年10月23日変更	平成14年10月29日登記
	金6291億5242万1100円 平成14年11月21日変更	平成14年11月28日登記
	金6299億5242万1100円 平成15年 2月21日変更	平成15年 2月28日登記
	金6305億5242万1100円 平成15年 7月23日変更	平成15年 7月29日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 9月30日移記	
	平成15年10月1日独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第2条第1項の規定による解散 平成15年10月 1日登記 平成15年10月 1日閉鎖	

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成15年10月 1日
 さいたま地方法務局川口出張所
 登記官

井 上 庄

